

## 平成 30 年度税制改正要望の結果について

昨日、平成 30 年度の与党税制改正大綱が決定した。

政府は、月内に税制改正大綱を閣議決定し、次期通常国家に関連法案を提出する。

JISA の平成 30 年度税制改正要望は、

①第 4 次産業革命が進行するなかで、本年 6 月に政府が「未来投資戦略」の中で打ち出した、Connected Industries の実現に向けた税制の創設を柱とし、

②第 4 次産業革命に対応した新たなビジネスを創出するために求められる IT 技術者のスキル転換を支援する人材投資促進税制の拡充、

③企業会計基準委員会が開発中の「収益認識に関する会計基準」の税法との調和を求めている。

要望の結果について、税制改正大綱の概要を報告する。

### 1. 情報連携投資等の促進に係る税制の創設

企業内外のデータを連携・高度利活用すること等により生産性の向上を図る等、「生産性向上の実現のための臨時措置法（仮称）」の要件を満たすものとして認定された計画に基づく投資（情報連携投資）について、特別償却又は税額控除ができる措置を講ずる制度の創設が盛り込まれた。認定等の手続きは明らかにされていない。

なお、地方税についても同様の措置が講じられている。

#### 【制度概要】

対象者：生産性向上の実現のための臨時措置法（仮称）の革新的データ活用計画（仮称）の認定を受けた青色申告事業者

適用期間：生産性向上の実現のための臨時措置法（仮称）施行日から平成 33 年 3 月 31 日まで

適用内容：取得価額が合計で 5,000 万円以上となる情報連携利活用設備（ソフトウェア（新規・追加）、機械装置及び器具備品）を事業の用に供すること  
ただし、機械装置は、データ連携・利活用の対象となるデータの継続的かつ自動的な収集を行うもの又はデータ連携・利活用による分析を踏まえた生産活動に対する継続的な指示を受けるものに限る。

措置内容：取得価額の 30% の特別償却とその取得価額の 5%（下記の要件を満たさない場合には 3%）の税額控除との選択適用

適用要件：① 次のいずれかに該当すること。

イ 他社が収集・保有をするデータ又は自らがセンサーを利用して新たに取得するデータを、既存の内部データとあわせて連携し、利活用すること。

ロ 同一の企業グループに属する法人間又は同一の法人の異なる事業所間において、漏えい又は毀損をした場合に競争上不利益が生ずるおそれのあるデータを、外部ネットワークを通じて連携し、利活用すること。

② 次の全てが行われること。

イ 上記①イの各データ又は上記①ロの各データの継続的かつ自動的な収集及び一体的な管理

ロ 上記①イの各データ又は上記①ロの各データ同士の継続的な連携及び分析

ハ 上記ロの分析を踏まえた生産活動に対する継続的な指示

③ 上記②イからハマまでを行うシステムのセキュリティの確保等につきセキュリティの専門家が確認をするものであることその他の要件を満たすこと。

ただし、企業の所得が増加しているにもかかわらず、賃上げや設備投資が次のいずれにも該当しない大企業については、税額控除の適用は行なわないとしている点に注意が必要である。

① 平均給与等支給額が過去3年間の平均給与等支給額を超えること。

② 国内設備投資額が減価償却費の総額の10%を超えること。

## 2. 所得拡大促進税制の改組

十分な賃上げを行った企業について、賃上げ金額の一定割合の税額控除を認めると共に、人材投資を増加した企業に対しては、税額控除割合を上乗せする措置が講じられた。

## 3. 法人税における収益の認識等の明確化

資産の販売等に係る収益の額は、原則として目的物の引渡し又は役務の提供の日の属する事業年度の所得の金額の計算上益金の額に算入することを法令上明確化すること等、収益認識に関する会計基準の適用開始に合わせたとみられる事項が盛り込まれている。

このほか、JISAの過年度の要望も実現・延長されたものがあるので併せて紹介する。

まず昨年の要望項目であった、企業の保育所開設に係る税制支援についても、企業が保育施設用の資産を取得して、その保育事業の用に供した場合には、割増し償却を認める措置が講じられた。

また、中小企業向け税制では、交際費等の損金不算入制度について、その適用期限を2年延長するとともに、接待飲食費に係る損金算入の特例及び中小法人に係る

損金算入の特例の適用期限を2年延長するとされた。少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例制度も適用期限が2年延長されている。

最後に、JISAでは要望していないが、会員企業の実務に関わりが深いところでは、既に新聞報道があったところであるが、平成32年より資本金1億以上の大企業についてはe-Taxによる法人税の申告の義務づけが盛り込まれた。また、同年より生命保険料控除等の年末調整を電磁的に行なうことを認める措置も講じられている。

(田中)